

議案第9号

入間市文化財保存活用基金条例

条例 別記のとおり

令和3年1月27日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

文化財の保存及び活用の推進に資するため、基金を設置したいので、この案を提出するものである。

入間市文化財保存活用基金条例

(設置)

第1条 市の区域内にある文化財の保存及び活用事業の財源に充てるため、入間市文化財保存活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる資金を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

- (1) 市の資金
- (2) 基金の趣旨に沿う寄附金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、文化財の保存及び活用に必要な事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。